

令和 8 年 度

宝 塚 市 一般会計 補正予算書
特別会計

(1)

宝 塚 市

令和 8 年度

宝塚市一般会計補正予算

(第 1 号)

議案第 4 7 号

令和 8 年度宝塚市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度宝塚市の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,284,308 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103,085,692 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の廃止及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年（2026 年）5 月 22 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		37,285,140	0	37,285,140
	3 軽自動車税	277,833	△3,947	273,886
	7 旧法による税	0	3,947	3,947
16 国庫支出金		24,206,099	△684,073	23,522,026
	1 国庫負担金	15,989,146	3,413	15,992,559
	2 国庫補助金	8,158,350	△694,708	7,463,642
	3 国庫委託金	58,603	7,222	65,825
17 県支出金		7,663,782	48,518	7,712,300
	2 県補助金	1,512,158	48,368	1,560,526
	3 県委託金	470,719	150	470,869
19 寄附金		872,465	295	872,760
	1 寄附金	872,465	295	872,760
20 繰入金		2,737,897	△580,739	2,157,158
	1 繰入金	2,737,897	△580,739	2,157,158
22 諸収入		1,716,888	28,791	1,745,679
	5 雑入	1,569,147	28,791	1,597,938
23 市債		11,503,600	△2,097,100	9,406,500
	1 市債	11,503,600	△2,097,100	9,406,500
歳 入 合 計		106,370,000	△3,284,308	103,085,692

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		9,770,149	20,976	9,791,125
	1 総務管理費	7,700,376	248	7,700,624
	2 徴税費	1,219,234	20,728	1,239,962
3 民生費		46,209,281	35,551	46,244,832
	1 社会福祉費	14,511,249	14,050	14,525,299
	3 児童福祉費	17,990,537	21,501	18,012,038
4 衛生費		20,738,923	250	20,739,173
	1 保健衛生費	5,833,949	250	5,834,199
5 労働費		59,342	0	59,342
	1 労働諸費	59,342	0	59,342
7 商工費		317,795	500	318,295
	1 商工費	317,795	500	318,295
9 消防費		2,794,462	1,487	2,795,949
	1 消防費	2,794,462	1,487	2,795,949
10 教育費		11,975,046	△3,343,072	8,631,974
	1 教育総務費	2,970,306	44,941	3,015,247
	2 小学校費	3,274,058	△2,123,357	1,150,701
	3 中学校費	1,498,315	△953,922	544,393
	4 特別支援学校費	270,544	△182,582	87,962
	6 社会教育費	855,565	296	855,861
	7 保健体育費	2,795,505	△128,448	2,667,057
歳 出 合 計		106,370,000	△3,284,308	103,085,692

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
福祉医療システム改修委託料	令和9年度	6,050
市立温泉利用施設大規模改修負担金等	令和9年度～令和18年度	260,000

第3表 地方債補正

廃止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別支援学校施設整備事業債	153,700	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む)	年8.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後に おいては、当該見直 し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 金均等、元利均等その他の方法 により償還する。なお、借入先 の融通条件に変更があるときは、 これに従うことができる。ただ し、財政の都合により繰上償還 を行い、償還年限を短縮し、又 は低利債に借換えをすることが できる。

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
会計管理整備事業債	2,000	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む)	年8.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後に おいては、当該見直 し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 金均等、元利均等その他の方法 により償還する。なお、借入先 の融通条件に変更があるときは、 これに従うことができる。ただ し、財政の都合により繰上償還 を行い、償還年限を短縮し、又 は低利債に借換えをすることが できる。	2,200	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む)	年8.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後に おいては、当該見直 し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 金均等、元利均等その他の方法 により償還する。なお、借入先 の融通条件に変更があるときは、 これに従うことができる。ただ し、財政の都合により繰上償還 を行い、償還年限を短縮し、又 は低利債に借換えをすることが できる。
小学校施設整備事業債	1,528,300				283,500			
中学校施設整備事業債	604,800				40,600			
保健給食施設整備事業債	137,300				2,700			

